第三十四条の二　前条の規定にかかわらず、圧力容器構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十六号）第七十三条において準用する規定に適合する小型圧力容器（以下「特定規格適合小型圧力容器」という。）については、材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力の値は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とする。

区分	許容引張応力の値
一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料（二の項から四の項までに掲げるものを除く。）	次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における引張強さの最小値の三・五分の一 二　材料の使用温度における引張強さの三・五分の一 三　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の一・五分の一 四　材料の使用温度における降伏点又は〇・二パーセント耐力の一・五分の一（オーステナイト系ステンレス鋼鋼材であって、都道府県労働局長の認めた箇所に使用されるものについては、材料の使用温度における〇・二パーセント耐力の九十パーセントとすることができる。）
二　鉄鋼材料及び非鉄金属材料のうち日本産業規格G三一一五（圧力容器用鋼板）、日本産業規格G三一一〇（圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板）、日本産業規格G三一二六（低温圧力容器用炭素鋼鋼板）及び日本産業規格G三一二七（低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板）に定める鉄鋼材料並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの（四の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる値のうち最小のもの 一　常温における降伏点又は〇・二パーセント耐力の最小値の0.5（1.6－γ）倍の値 二　材料の使用温度における降伏点又は〇・二パーセント耐力の0.5（1.6－γ）倍の値 （この号において、γは、降伏点又は〇・二パーセント耐力と引張強さとの比を表すものとする。ただし、γの値が〇・七未満の場合には、〇・七とする。）

（新設）